

(意見書案第 16 号)

外国資本等による土地売買等に関する法整備を求める意見書

我が国においては、大切な国土資源である土地に関して、外国人や外国法人が日本人と同様に土地所有ができることになっている。一方、他のアジア諸国では、一部の国を除き、外国人や外国法人の土地所有については地域を限定したり、事前許可制とするなどの制限を課している状況にある。

近年、北海道をはじめ他県においても、スキー場、ゴルフ場、温泉施設などへの外国資本が進出しており、このような投資による土地所有が無制限に拡大するようなことになれば、日本国民の安全保障や国土保全の観点から国家基盤を揺るがす問題に発展しかねないとの危惧がある。

また、我が国にとって重要な水資源を育んでいる森林の売買や所有に関しては国土利用計画法や地方税法等に基づく届出等によりその情報が管理されているものの、本来の目的以外の利用が厳しく制限されており、森林法に基づく地域森林計画の策定等に活用できないなど、適切な森林整備や資源管理を進める上で大きな課題となっている。加えて、今後、河川の上流域などの水源地域において、地元の合意がないまま森林売買が増加していけば、森林の適切な管理が一層困難となり、水資源の保全や良好な環境づくりに大きな影響を及ぼすことが懸念される。

このようなことから、我が国における現行の土地制度については、近年急速に進行している世界規模での国土や水資源の争奪に対して無力であると言わざるを得ない。

よって、国においては、日本国民の共有の資産である国土保全の観点から、外国資本等による土地の売買や適切な管理体制を構築するための法整備に取り組むよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 22 年 9 月 21 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
農林水産大臣
国土交通大臣
内閣官房長官
国家戦略担当大臣

宛